

阪南市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和7年12月

阪南市教育委員会

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

これまで、阪南市教育委員会（以下「委員会」という。）が行う市立学校に勤務する教育職員に関して、阪南市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する要綱（令和2年4月1日）に基づき、その業務量の適切な管理等に努めてきたが、教職員の業務が長時間に及ぶ状況は未だ大きな課題となっている。

この計画は、令和7年9月25日、改正給特法に基づき、文部科学省が「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を改正したことにもない、阪南市立学校の教育職員の働きやすさと働きがいとを両立しながら、子どもたちによりよい教育を行うため、学校における働き方改革が急務であるという認識から、業務量管理・健康確保の措置に向けた実施計画を示すものである。

(2) 本市の現状

○本市では、上記「阪南市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する要綱」

第4条により

- ① 1日の在校等時間から条例で定められた勤務時間を除いた時間の1か月の合計時間（以下「1か月時間外在校等時間」という）・・・45時間
- ② 1日の在校等時間から条例で定められた勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という）・・・360時間

（児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間）

第5条により、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、

- ① 1か月時間外在校等時間 80時間
- ② 1年間時間外在校等時間 720時間
- ③ 1年のうち1か月時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月

と定め、教職員の在校等時間の管理およびその時間の縮減に取り組んできた。

○令和6年度実績から、各学校の平均「時間外在校等時間」における45時間以下の割合は83.

3%（小学校は100%・中学校50%）であり、その平均時間は35.6時間であった。

○令和7年度ストレスチェック集団分析結果では、総合健康リスク値は87（小学校82・中学校95）で、全国平均値（100）と比較して良い傾向値を示しているが、小学校1校・中学校2校が全国平均値と比較して悪い傾向値を示している。

2. 目標

○本計画において達成をめざす目標を以下のとおりとする。

① 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間以内にする。

② ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ストレスチェックにおける総合健康リスク値（全体）を85以下とする。
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、生きがいを実感できることをめざす。

そのために「上司の支援」「同僚の支援」「仕事のコントロール」「仕事の量的負担」の項目に注目し分析を進める。

特に「仕事の量的負担」に関しては、業務フローの見直し、仕事の分散、人材育成（能力向上による負担軽減）等の対策を講じる。

3. 計画の期間

○令和8年度～令和10年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

（1）業務分類を踏まえた業務の見直しと確認

① 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動

- ・各地域の実情を踏まえつつ、保護者・地域住民による見守り活動の充実を推進する。

◇放課後等の児童生徒の見守り

- ・夜間等の学校における自主的な見回り活動は原則行わないものとする。
- ・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務の拡大

◇中学校部活動の地域展開

- ・令和8年度中に市の予算を確保するとともに、地域スポーツ団体や企業等との連携を構築し、令和9年度には、原則、休日のすべての部活動の地域展開の実現をめざす。また、平日の部活動については、活動時間等の適正化を進めるとともに、令和10年度中に、部活動指導員の完全配置をめざす。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理

- ・校務支援システム機能や自動採点技術等の活用によって、授業準備、採点作業や成績処理に係る事務負担を軽減する。
- ・授業準備や採点作業等を補助するため、学校支援員の配置充実を図る。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・SSCやSSW等が関わるケース会議の拡大・充実を図り、専門的な知見を活用した教職員との連携・協働体制を構築する。
- ・医療的ケア看護職員を含め、子ども支援員の配置の拡大・充実を図る。

(2) 教育職員の健康および福祉の確保に関する取組

○教育職員の健康および福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守する。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員については、産業医による面接指導を実施する。
- ・各校および教育委員会事務局に、心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇のまとまった日数連続取得について、各学校に対してその促進について共通理解を進める。